

### 主な記事

- 青色申告特別控除を見直し 2面
- 暗号資産に分離課税導入へ 2面
- 8年度改正の増減収見込額 3面
- 都道府県別の相続税課税割合一覧 4面

## 8年度国税庁予算 0.5%増の6390億円

### 東京局に国際機動課を新設

#### グローバル・ミニマム課税に対応

国税庁は12月26日、令和8年度国税庁予算(経費関係、機構・定員関係)の概要を公表した。経費関係は、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴収を実現するため、「納税者の利便性の向上」「税務行政の円滑な実施」「酒類業の振興」等に必要経費が措置され、予算額は、7年度当初予算より30億4400万円多い6390億4000万円(前年度比0.5%増)となっている。機構関係では、グローバル・ミニマム課税の所得合算ルールへの対応として東京局調査第一部に「国際機動課」(仮称)を新設するほか、「業務センター室拡充への対応」として、都市局である東京局、関信局、名古屋局、大阪局の総務部に「特別国税管理官(仮称)を新設する。

### 消費税不正還付への対応等で新規増員

主な経費を見てみる。費などが含まれる「国際化対策経費」は、同249.9%増の12億2400万円となっており、経費は、同1.0%増の27億8300万円、国際的租税回避等に対応するための海外情報収集経費や調査旅費などは、同2.3%増の22億1000万円が措置され、このほか、7年度補正予算において、災害に屈しない強靱な国税関係施設の整備として40億円、日本産酒類輸出入促進等緊急支援事業として17億円、酒蔵に

### 租特などへの意見等を募集

#### 2月26日まで 適正化検討の参考に

内閣官房の租税特別措置・補助金見直し担当室は5日、租特や補助金等について必要となる見直しを検討するのに当たり、租特などに関する提案・意見の募集を開始した。同担当室が設けた受付フォームから提案等を選ぶと、国税、地方税のどちら(わ)から募集は2月26日まで。提案募集の対象となるのは租特等、補助

金および基金で、提案案等のタイトル(提案や意見は租特等や補助金等の適正化を検討する際の参考にするとして)。例えば、提案募集の受付フォームから租特等として回答者の年齢、職業、居住地も尋ねられるが、これらは回答しなくてもよい。氏名や住所など個人を特定できる情報は記載しないよう求めている。提案等の募集に関しては、同担当室が設置された昨年11月25日に片山さつき同担当室が租特や補助金の見直しに当たって「広く一般の国民から意見を募集するのにも非常によいのではないかな」と述べ、その際には、見直しの議論をオープンにする上で、「公開討論はありだと思ふ」とも話していた。

### 確申特集ページを更新

#### 7年分 チャットボットも相談開始

国税庁は5日、令和7年分確定申告特集(本番編)のページを更新した。確定申告書作成コーナーやe-Taxの利用方法のほか、医療費控除や住宅ローン控除、ふるさと納税など、確定申告に関する各種情報が掲載されている。また、同日、税務相

に対する酒米安定的確保等対策として11億円、酒類の原料を取り巻く課題等への対応のための酒類総合研究所の機能強化として4億円が措置されている。

他方、定員関係は、消費税不正還付への対応、インボイス制度の円滑な実施への対応等のため、575人の新規増員が認められた一方、定員合理化数等が552人であることから、23人の純増となり、同庁の8年度末定員は5万6035人となる。

機構関係では、8年9月30日に最初の申告期限を迎える「グローバル・ミニマム課税の所得合算ルール(II R: Income Inclusion Rule)」の対応として、東京局調査第

一部に「国際機動課」(仮称)を新設し、申告審査や行政指導のほか地方局の支援を行う。また、東京局と大阪局の調査第一部に「国際機動課」(仮称)を4人、大阪局国際調査管理課1人を増員し、「国際調査管理課」を東京局国際調査管理課1人と増員するとともに、「消費

人、金沢局2人、名古屋局35人、大阪局68人、広島局15人、高松局7人、福岡局8人、熊本局3人)を増員する。同庁が重点的に取り組んでいる「消費税不正還付への対応やインボイス制度の円滑な実施への対応等」としては、東京局と大阪局の課税第二部に統括国税実査官を各1人増員するとともに、「消費増員する。このほか、定年引上げに伴い、同庁から国税局に派遣する「監督評価事務専門官」(仮称)を3人、「監事事務専門官」(仮称)を4人新設する。いずれも豊富な知識と経験を生かした補佐的な役割を担うこととなる。

読みたい記事がすぐに見つかる

## 税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141(代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

高野弘美 著 ▼B5判・650頁・定価2310円(税込)

### 令和8年 3月 所得税 確定申告書記載例集

医療費・住宅ローン控除から住宅や株を譲渡した場合の損益計算損失繰越控除まで様々な確定申告のケースに基づく具体的な記載例を収録。容易に確定申告書を作成することができるよう編纂された実務必携マニュアル。

齊藤忠雄・宮原弘之 共著 ▼A5判・560頁・定価3300円(税込)

五十音順 取得費・譲渡費用の実務解説

譲渡所得の取得費・譲渡費用について、間違いやすい項目、難解な項目を五十音順に整理し、各々の項目について、法令、通達及び裁判例等に基づき詳細に内容を解説。難解な取得費、譲渡費用について、実務に即して辞書的に活用できる一冊。

秋山友宏 著 ▼B5判・310頁・定価2970円(税込)

三訂版 上場株式等に係る利子配当譲渡所得等の課税方式選択を踏まえた申告実務

上場株式等の所得に係る課税方式の選択、源泉徴収選択口座の申告方法や税額控除制度の活用、所得税・住民税一体課税における保険料負担等を考慮した課税方式選択を踏まえ、事例等を用いて申告実務に資する解説を行う実務書。

山本和義・水品志麻 共著 ▼A5判・260頁・定価2530円(税込)

2訂版 相続対策に役立つ!! 生命保険の基礎知識と活用法

相続対策に有効な生命保険について、課税関係の基本と、相続対策に活かせる保険の種類や具体的な活用方法、その効果を解説。現在の保険商品を見直し、資産管理の一環として生命保険を的確に利用するための最適な一冊。

全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク 編 ▼A5判・400頁・定価3300円(税込)

改訂版 認定支援機関事業再生専門家 のための事業再生税務必携

全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク(TNR)会員同士が様々な案件処理における問題点や解決策などの情報を共有化する過程の中で出来上がった事例集。前版(平成29年3月刊)以降の改正等を踏まえ、Q&Aと図解により解説。

武田恒男・松崎啓介 編 ▼A5判・630頁・定価4180円(税込)

改訂版 加算税の最新実務と 税務調査対応Q&A

加算税の種類と目的、加重算税の概念、税務調査と加重算税、加重算税の具体的な対応策、実務の現場でよく起こりうる問題について実務的にQ&Aで解説。課税当局、現役税理士の経験を踏まえた、税の専門家、企業の税務担当者必読の書。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい ◆TEL 03 3829 4141(代) FAX 03 3829 4001 ◆大蔵財務協会オフィシャルサイトリニューアル! ◆<https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

記帳水準の向上等で要件等を見直し

令和8年度税制改正大綱に、青色申告特別控除の見直しが行われ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から要件等が見直される。最高控除額が75万円となる一方で、控除額が引き下がる場合や控除が受け

複式簿記でも書面申告なら10万円控除

青色申告特別控除は最高75万円に

青色申告特別控除の見直しの概要

Table with 2 columns: 要件等 (Requirements) and 控除額 (Deduction Amount). It compares 'Before' and 'After' scenarios for various accounting methods like '複式簿記' and '簡易簿記'.

暗号資産取引に分離課税を導入へ

繰越控除制度も創設 10年1月からが有力

令和8年度税制改正大綱に、投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、一定の暗号資産に限った暗号資産取引に分離課税を導入する。また、繰越控除制度も創設する。通常国会への提出が見込まれる金融商品取引法の改正案の施行は原則として雑所得(その他雑所得)に区分される。雑所得の金額は給与所得などの他

の所得の金額と合計した後、総合課税が適用されるので総所得金額にもよるが、税率は所得税と住民税あわせて最高で55%となる。こうした点につき、暗号資産関係の業界団体は、税率が一律でないことに加えて、申告の有無にかかわらず損失繰越ができないことなどが利用者による適等をした場合、その譲渡等による譲渡所得等は他の所得と分離して20%の税率で課税する

入が1000万円以下の納税者、または、事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者に限定される。なお、与党大綱の基本的考え方では、複式簿記の利用や電子申告への円滑な移行を図る観点から、これらに未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組む。記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組みを継続するとしている。

また、政府税制調査会では、これらの見直しに関連する資料が示されており、昨年11月13日に開催された専門家会合では、6年分確定申告における個人事業者の事業収入別の申告・記帳状況が紹介されている。それによると、青色申告における簡易簿記(現金主義を含む)の割合は29.3%となっており、そのうち、事業収入100万円以下の割合は24.2%、1000万円超は5.2%となっている。

暗号資産のFAQを1問更新

取引による利益の所得区分を巡る質疑で

更新されたのは「2暗号資産取引の所得区分の1問のみ。暗号資産取引により生じた利益は所得税法上の何所得に区分されるかとの質疑の中で、その年の暗号資産取引に

実際に暗号資産等取引をしている個人への税務調査では多額の申告漏れが把握されている。税制改正大綱では、居住者等が暗号資産取引(仮称)を行う者に対して暗号資産(金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等)の譲渡等をした場合、その譲渡等による譲渡所得等は他の所得と分離して20%の税率で課税する

大した経緯があり、暗号資産も改正を受けて取引がより活発になる可能性がある。関係する事業者は、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存が、原則として事業所得に区分されるとの説明に(注)が付き、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存が、原則として事業所得に区分されるとの説明が加えられるなどした。

八面鏡 (Yasuragi) column. Discusses the 2026 tax reform, NISA expansion, and the impact on investors and savers.

令和8年 新春に羽ばたく地元税理士 本年も宜しくお願いいたします. A large directory of local tax accountants across various regions, including names like 関篤, 小尾大介, 吉田福一, etc.

改正税制  
8年度大綱

# 改正で平年度へ1.390億円の増収に

## 8年度税収は83兆7000億円を見込む

政府は12月26日、令和8年度予算政府案と8年度税制改正大綱を閣議決定した。8年度予算の歳出規模は約122兆3000億円と過去最大となる。8年度税収は約83兆7000億円を見込み、7年度の補正後予算の見込額約80兆7000億円を3兆円上回り、2年度以降、7年連続で過去最高となる見通しだ。また、税制改正大綱には自民党、日本維新の会の与党が12月19日に決定した8年度与党税制改正大綱の内容を反映した。

## ガソリン税の暫定税率廃止による減収は含まず

税制改正大綱では、8年度税制改正に伴う増減収見込額が示されており、国税では初年度で5780億円の減収、平年度ベースで390億円の増収になるとしている。平年度ベースで個別の主な増減収見込みをみると、物価上昇に

## 7年度法人税関係法令改正に対応した措置法通達を公表

### 再資源化事業等高度化設備の特別償却など

国税庁は12月24日、租税特別措置法関係通達(法人税編)の一部改正について(法令解釈)を公表した。令

和7年度の法人税関係法令の改正に対応し、租税特別措置法関係通達につき所要の整備を図ったもので、主な改正点は、7年度税制改正において創設された再資源化事業等高度化設備の特別償却制度関係となっている。同制度は、青色申告書を提出する法人で、再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画または高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化法の施行の日(7年11月21日)

### 前年同月比9.4%増 所得税、法人税が2ケタの伸び

財務省は6日、11月の税収実績をまとめた。11月の税収は前年同月比9.4%増の1兆4130億円で、同月末累計は1兆751億円で、同16・7%増の37兆

税目	11月分 (前年比)	11月末累計 (前年比)	
所得税	源泉分	1,200,587 (121.0%)	11,677,734 (142.4%)
	申告分	574,590 (100.3%)	1,170,867 (103.6%)
	計	1,775,177 (113.4%)	12,848,601 (137.7%)
法人税	5,899,382 (112.1%)	8,469,089 (121.9%)	
相続税	311,200 (93.5%)	1,872,700 (109.9%)	
消費税	2,805,604 (107.6%)	10,471,176 (103.0%)	
酒税	70,531 (76.4%)	549,624 (90.1%)	
その他	551,122 (96.8%)	3,629,942 (99.1%)	
一般会計分	11,413,016 (109.4%)	37,841,129 (116.7%)	

から10年3月31日まで、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業または高度分離・回収事業の用に供した場合に、その事業年度において取得価額(20億円が上限)の35%の特別償却

法人税は、9月決算法人の確定申告分と3月決算法人の中間申告分が中心で、6年度の中間申告分が増加した。消費税は、還付金の減少などの要因により

750億円の増収、極めて高い水準の所得に

個人住民税申告で特設ページ開設

2560億円の増収になるとしている。地方税は平年度ベースで7469億円の減収(国税の税制改正に伴うものも含む)を見込む。このうち、減収額に与える影響が最も大きいものは与野党の合意に基づき8年4月1日に予定される軽油引取税の暫定税率の廃止に伴うもので4687億円の減収、次に車体課税の環境性能割の廃止で1938億円の減収、個人住民税の物

個人住民税申告で特設ページ開設

## 令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

栃木県税理士協同組合  
理事長 山根孝幸  
〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町三二〇〇一  
電話 〇二八・六三七・一〇〇七  
FAX 〇二八・六三四・〇二六九

税理士法人さくら優和パートナーズ  
代表社員税理士 岡野訓  
熊本部  
〒860-0051 熊本市西区二本木四九四五優和ビル  
電話 〇九六・二九七・一〇一一  
博多セントラル  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前二一九一二  
電話 〇九二・一五七・九九五八

税理士法人 K・T・TWO  
公認会計士 佐藤敏郎  
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地  
電話 〇四四・二〇一・六五六五  
FAX 〇四四・二〇一・六八七五

三浦法律事務所  
弁護士 間瀬まゆ子  
〒100-0004 東京都千代田区大手町一五五  
電話 〇三・六二七・〇一三五〇〇  
第二東京弁護士会所属

金森勝税理士事務所  
税理士 金森勝  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二一四  
電話 〇三・三二二・一一〇〇〇  
FAX 〇三・三二二・一一〇〇三



# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

74

税理士の業務は、近年、その業務内容が複雑、多様化しており、顧客の節税の要請も高まっている。それに対処するために、税理士法人を設立しても、士業の中では、社員に対して最も厳しい無限責任が課せられている。このような現状の中で、その業務遂行において、顧客に損害が生じた時の税理士の責任が問われることがしばしば生じる。

そのような損害に備えるために、税理士損害賠償保険制度が必要であり、近年、その普及も進んでいる。しかし、その保険制度が、実態に適合しないことが、しばしば指摘されている。すなわち、日本税理士会連合会(日税連)が関与している某損害保険会社の「税理士職業賠償責任保険適用約款」第5条に次の規定がある。

「第5条(保険金を支払わない場合) その1) 「第5条(保険金を支払わない場合) その1) 当会社は、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、延滞税、利子税または過少申告加算金、不申告加算金もしくは延滞金に相当する損失につき、被保険者が被損害者に対して損害賠償金を負担することによって被る損害に対しては、保険金は支払いません。」

(二) 当会社は、次の①から③に掲げる本税等の全部または一部に相当する金額に関する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 納付すべき税額を過少申告した場合において、修正申告、更正、決定等により本来納付すべき本税

受けられなかった税額に連動して賦課される本税または還付を受けられなかった税額

(三) (二)において、「本来納付すべき本税」および「本来還付を受けられなかった税額」とは、税制選択その他の事項に関する被保険者の過失がなかったとしても被保険者が納付する義務を負う本税または被保険者が還付を受ける権利を有しない税額をいいます。」

また、税理士特約条項第6条では、重加算税等についても、保険金を支払わないこととしている。このような損害賠償保険は、税理士が顧客の求めに応じて、節税や関係条項の解釈・適用において課税当局との見解の対立から生じる損失については、一切保険の対象にならないことになる。このような損害賠償制度について、日税連は、次のように説明している。

「まず、修正申告により追加納付すべき税額については、当初の申告において正確な申告を行えば、本来納税者が負担すべきものであり、申告等を行った税理士が負担すべき損害ではない。

加算税、延滞税等の附帯税については、申告納税が制度上の重要な役割を果たしており、税制上のペナルティ的性格を有するものであるというところから、これを損害として認識し保険で担保することは税制上の目的を阻害するものである。保険で担保することを認めると、法令違反や軽率な申告等を助長する恐れもあることから、納税義務の適正な実現を使命とする税理士の品位及び質の低下につながり、国民、納税者からの信頼を損ねることになる。」

筆者は、この説明を日税連の「税理士界」の中で読んだ時、国税庁の説明かと思ったが、日税連の幹部の方であると知って、いささか啞然とした。そもそも、「正確な申告」を行えば過少申告は生じない旨説明するが、税法の解釈・適用については、納税者と課税庁の見解が対立するのは必然のことであるがゆえに、何が「正確」であるかは神しか知らないはずである(裁判官も時々間違っていることがある)。そして、両者が対立するがゆえに、その対立から生じた損害を補填するために保険制度が必要になるはずである。よって、税賠保険については、日税連に是非再考していただきたいところである。

## 税理士制度⑤～税賠保険

## 所得税 必要経費を考える

基本講座

■税理士 日高 大開

14

### 家事関連費(1)

所得税法第45条第1項は、家事費に関連する経費で政令で定めるもの(以下「家事関連費」といいます。)を必要経費に算入しない旨規定しています。家事関連費のうち一定の部分は必要経費に算入することが認められていることから、家事関連費は必要経費と家事費の双方の性質を有する費用といえます。家事関連費うち、以下の区分に従って計算した部分を必要経費に算入することができます(所令96)。

区分	必要経費に算入する部分
(1)家事関連費の主たる部分が事業所得等又は山林所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合	その明らかに区分できる部分に相当する経費
(2)青色申告者の場合	取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分に相当する経費

### 家事関連費には必要経費と家事費の性質あり 業務の遂行上必要な部分を明らかに区分できれば必要経費算入

上表(1)の「主たる部分」又は同(2)の「業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分」は、業務の内容、経費の内容、家族及び使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等を総合勘案して判定します(所基通45-1)。

また、上表(1)の「主たる部分が事業所得等又は山林所得を生ずべき業務の遂行上必要」であるかどうかは、その支出する金額のうちその業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定します。ただし、その必要部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、その必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えないものとして取り扱われます(所基通45-2)。つまり、青色申告者でなくとも、この条件が整えば、同様の取扱いを受けることができます。

戦前、家事関連費は、家事費と同様に必要経費への算入が認められていませんでした。その後、昭和25年のシャープ勧告によって、青色申告者に、上記のような必要経費の算入方法が認められ、その後、白色申告者へもその拡充が図られました。こうした経緯からも、本来、家事関連費は、事業所兼住宅に係る各費用(固定資産税等)のように、その例は限定的なものであったと考えられます。しかし、今日においては、旅費交通費や接待交際など様々な科目において家事関連費が散見されるところです。家事関連費が、必要経費の例外的な取扱いであるということを踏まえれば、業務の遂行上必要な部分を明らかに区分できない場合は、その家事関連費全体が必要経費に算入できないものと解すべきでしょう(東京地判昭62.9.16)。

## 令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

### 東洋印刷株式会社

代表取締役社長 土谷 潤一郎  
〒612-8456 京都府京都市伏見区中島中道町一三三  
電話 〇七五-六〇四-二〇〇六  
FAX 〇七五-六〇四-六二六二

### 鯉城印刷株式会社

代表取締役 堀 貴雄  
〒730-0805 広島県広島市中区十日市町二八二  
電話 〇八二-二三三-八二四七(代)  
FAX 〇八二-二三三-一八二四九  
HP <http://www.rjyou.co.jp>

### 有限会社 共栄発送

代表取締役 小澤 利夫  
〒354-0017 埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目二三番一  
電話 〇四九-二五三-六五二二  
FAX 〇四九-二五三-六五五二

### 株式会社 フォレスト

代表取締役社長 茂木 徳久  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋四一五十三  
電話 〇三-三二六-五七五七(代)  
FAX 〇三-三二六-〇七〇七

### 株式会社 光和コンピュター

代表取締役 寺川 光男  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三一-二  
岩本町東洋ビル  
電話 〇三-三六五-一九八一  
FAX 〇三-三六五-一九二二

# 裁決事例集

270

## 裁決のポイント

消費税等の申告納税義務を免れることを認識しながら確定申告書等に過少な総収入金額を記載して免税事業者であるかのように装った行為は隠蔽・仮装に該当するとした事例。

請求人が、原処分庁所属の職員の調査を受けて、所得税等の修正申告および消費税等の期限後申告をしたところ、原処分庁が、所得税等および消費税等に係る重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実はないとして、処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は、所得税等については「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったとは認められないとして処分を取り消した一方で、消費税等については「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったと認められるとの判断を示した(令和7年4月11日付、公表裁決)。

## 事案の概要

請求人は、清掃業を営む個人事業者である。

請求人は、本件各年分における本件事業に係る売上上げを本件ノートに正確かつ網羅的に記載していたほか、本件各年分のうち一部期間については、月ごとの集計金額も記載していた。

本件ノートに記載された売上上げを合計した金額は、「修正申告」欄の各「本件事業に係る総収入金額」欄と同額であった。

また、取引先に交付する請求書の請求金額も、本件ノートをもとに計算していた。

令和6年1月10日付の質問応答記録書

編集部編

## 所得税等申告における過少申告行為は消費税等における隠蔽等に該当、所得税等については一部取消し

には、請求人の本件調査担当職員に対する任意の申述として、要旨の内容が記載されている。

①元年分以降、本件事業に係る売上金額が1000万円を超えていることは認識していたが、子供にお金がかかることや、個人事業主なので怪我をしたときにどうするかなどの将来への不安があったことから、支払う税金をできるだけ少なくしたいと考え、また、売上金額が1000万円を超えると消費税がかかることを知っていたため、消費税を納めなくて済むよう、実際よりも少ない売上金額を記載して本件各確定申告書を作成し、提出していた。

②毎年、確定申告の時期になると、本件ノートに記載の売上上げを月ごとに集計し、正しい金額を本件下書用決算書の月別売上金額の欄に記載していたが、年間の売上金額が900万円前後になるように、本件各決算書に書き写すときには各月の売上金額を適当な数字に書き換えていた。月ごとの集計結果は、本件ノートに書いていた月もあった。

③本件各決算書が完成したら、それをコピーして手元に置いておけばよく、本件下書用決算書は必要ないと考え、処分した。

争点は、請求人に、通則法第68条第1項および第2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。

## 請求人の主張

消費税の課税事業者になることを免れたいと考え、本件各年分の所得税等について過少申告したものの、当該行為は所得税等の過少申告行為にすぎないことから、消費税等に関する隠蔽または仮装の行為があったとはいえない。

## 審判所の判断

請求人の本件各年分の所得税等に係る申告における一連の行為は、所得税等の過少申告行為であり、請求人が消費税法上の免税事業者であるかのように装った

めに虚偽の資料を作成するなどした事実は認められない。

しかしながら、消費税法上の免税事業者に該当するか否かは、基準期間における課税売上高により決せられることから、請求人の本件各年分の所得税等に係る申告における一連の行為が、消費税等における隠蔽または仮装の行為に直ちに該当しないということはできない。

請求人は、本件各確定申告書を作成し、提出する時点において、本件事業に係る売上金額が1000万円を超えると消費税等の納税義務が生じることを知り、同金額が1000万円以下となるように調整した確定申告書を作成し、提出した。以上によれば、本件事業に係る売上金額が1000万円を超えれば消費税等の納税義務が生じること、すなわち同金額が1000万円以下となるように調整した確定申告書を作成すれば、消費税等の納税義務がないかのように装うことができること、請求人が、本件事業に係る事実の隠蔽または仮装に該当する事実があったと認められる。

したがって、請求人には、通則法第68条第2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったと認められる。

## 注目の二冊

### 金融商品種類別の

### 所得税の要点解説

(令和7年12月改訂版)

小田 満 著

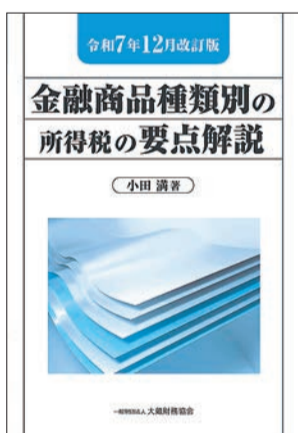
金融商品に係る所得の課税関係について、利子・配当・譲渡・雑などの所得区分、源泉分離や総合・申告分離課税などの課税方式を図表に整理して、金融商品の種類別に解説。

特定口座等の特殊な取扱いや損益通算・繰越控除、配当控除や外国税額控除その他の課税の特例措置について、新税制に対応した整理により解説。

今版では令和7年税制改正における「法人課税信託の受託者となった場合の給与等の課税の特例」や「エンジェル税制における控除未済額の繰戻し還付措置」に係る改正事項、また令和7年分の所得税から適用される「極めて高い水準の所得に対する税負担の適正化措置」等についても言及。

金融商品に関する専門用語などをコラム形式で解説。今回は「デジタル通貨」や「ステーブルコイン」、「デジタル証券」等を追加。株式等及び公社債等の利子・配当及び譲渡所得等に係る課税の一体化を踏まえた金融商品課税に係る最新の解説による決定版ガイド。

A5判、480ページ。定価3080円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL:03-3829-1411、FAX:03-3829-4001)。



## 令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

— 輝いて ☆ —

株式会社  
**福田印刷**

本社 / 〒800-0037  
北九州市門司区原町別院 3-5  
TEL (093) 371-3231  
FAX (093) 371-5735  
E-mail jf@jf1.co.jp  
URL https://www.jf1.co.jp

東京支店 / 〒112-0012  
東京都文京区大塚 3-20-5-1008  
TEL (0800) 200-4060  
FAX (0800) 200-4070

包むをカタチに

**NITTA**

株式会社 新田

本社 / 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 343  
TEL: 03-3269-3221 FAX: 03-3235-3776

TEL: 03-3159-9461 八四三九

http://www.nitta-net.co.jp

**ORISO**

理想科学工業株式会社  
東京第三営業所

営業所長 **川口 聡**

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町 13-1-1  
住友不動産飯田橋ビル 3号館 5階

電話 〇三―五九四六―八四三六  
FAX 〇三―五九四六―八四三九

**NPC日本印刷株式会社**

代表取締役社長 **熊谷 聖一**

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 四一四-1-24  
TEL (03) 5911-1860 (代表)  
FAX (03) 3971-1111  
URL: https://www.npc-tyo.co.jp/

株式会社 **日経弘報社**

東京都中央区日本橋人形町一六―一 安井ビル 3階

# 源泉所得税の不思議

■税理士 永田金司 ②

## 申請書の判断結果が文書で回答されず「取下書」で結了される不思議

第1回で源泉所得税の「誤納還付請求書」の事務処理手続きの不思議を記述しましたが、今回は、内容面での不思議について述べます。

誤納還付請求書に理由がないので還付できない旨の電話連絡があり、併せて、請求書に対する「取下書」提出の要請がありました。その上で、不服があっても「再調査の請求」及び「審査請求」の対象にならない旨の話もあり、

従って、税務署は「源泉所得税誤納還付請求書」に理由がないと、「取下書」の提出を当然、事務処理上求めることになるでしょう。

ちなみに、国税庁タックスアンサー「No.2506源泉所得税及び復興特別所得税を納め過ぎたとき」によりますと、還付請求できる過誤納金とは、①所得税額の計算違い等による過誤納金、②支払額が過誤等により過大であったことによる過誤納金、③支払額が条件付きのものであったため返還を受けたことによる過誤納金の例が挙げられています。いずれも単純な計算ミスの場合といえます。

しかし、現状、複雑な事例として、例えば、所基通161-42(内国法人の使用人として常時勤務を行う場合の意義)規定の内国法人の海外にある支店の長として「常時その支店に勤務(注)使用人として)するような場合」の事実認定が必要な場合や、非居住者が居

## なぜ、誤納還付請求は不服申立ての対象外？

り、これでは納税者の権利保護になっていないのでは、と不思議に感じました。

文書の表題に「請求書」とあっても、請求に対する処分効果はどのように考えるのかの不思議です。

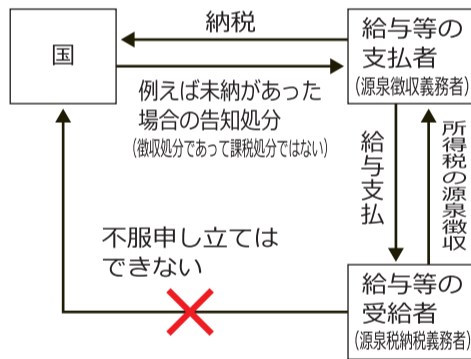
この不思議は、源泉徴収制度の法的関係に起因していると考えます。

そこでまず、源泉徴収制度の法的関係を図示します。

源泉所得税について不服申立ての対象となるのは、

- ・加算税の賦課決定処分
- ・納税の告知処分

に限られているようです。



住者かの実事認定の違いに伴う適用税率の違い、さらには、国外居住扶養親族に係る扶養控除対象の可否からくる源泉所得税の過誤還付請求は単純な計算ミスではないので、これは過誤納還付請求の適用範囲内なのかどうかといった不思議にもつながります。

過誤納還付請求が、不服申立対象外であるとしても、税大論叢10で堺沢良氏は、不当利得返還請求の性格を帯びて「租税債務不存在確認訴訟」を措いて他にありえない(103頁)と論じています。

筆者が考えるに、国税通則法第56条第1項で「還付金又は国税に係る過誤納金があるときは、遅滞なく金銭で還付しなければならない」と規定され、さらに過誤金は過納金と誤納金に分かれ、誤納金とは、納付のときから納付義務がないもの、つまり、納付に対応する国税債務がない場合の、その超過納付状態をいうと解されています。さらに、「請求書」の文言があるので判断結果を文書で回答があっても良いのではと考えますが、現状、当然無しとしていることが不思議です。

## 令和8年度 税制改正大綱を読む

■編集部編

2

### 法人課税②

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度(賃上げ促進税制)について、大法人向けの措置は、令和7年度末に廃止する。常時使用する従業員の数が2000人以下である法人向けの措置は、適用期限(9年3月31日)の到来をもって廃止することとし、8年4月1日から9年3月

31日までの間に開始する事業年度については、以下の見直しを行う。  
①原則の税額控除率(10%)が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上(現行:3%以上)である場合とする。②継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上

## 賃上げ促進税制を見直し 教育訓練費に係る上乘せは廃止

ある場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%(その増加割合が6%以上である場合には15%)を加算する措置とする。教育訓練費に係る上乘せ措置は廃止。中小企業向け措置については、8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、以下の措置を講じた上で、その適用期限を3年延長することとしている。①対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げる。②対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

研究開発税制では、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度を創設することとしている。産業技術力強化法の改正を前提に、同法の改正法の施行の日から11年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画(仮称)につき同法の認定を受けたものの適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しを可能とする。その他、中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例および控除税額の上限の上乘せ特例の適用期限を3年延長するなどとする。

## TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度における石油石炭税の課税額になります。

答え =  ,  0  億円

ナンプレの予想難易度: 9

				6	3		4	9
		9	C				6	3
2					9			B
	1	4	7	8				3
	7							1
3		A		1	4	7	8	
			5					6
	3	2				5		
8	5		6	3				

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 1月18日(日)

前回の答え  ,    億円



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23  
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

なんでも相談していただける  
金融機関を目指してまいります

## いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号  
TEL (0586) 75-6201



